

評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川西町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬の額について定める。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬を支払う。

(報酬の額)

第3条 評議員の報酬額は、次のとおりとする。

評議員会への出席1回あたりの報酬額	2,063円
-------------------	--------

(支給の方法)

第4条 評議員への報酬は、出席した評議員会終了後に通貨により支給する。

2 前項の支給に際しては、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月16日より施行し、平成29年4月1日から適用する。